

部隊名：第 1 音楽隊

作成者：2曹 吉田 早織

作成年月日：令和 5 年 1 月 2 6 日

## 仕様書（仕様書番号 8）

品名	外注洗濯役務				
規格	音楽隊冬服陸	単位	ST	数量	1
	音楽隊夏服陸		ST		1
	演奏服女子陸甲冬服		ST		1
	演奏服女子陸甲夏服		ST		1
	演奏服女子陸乙冬服上衣		SH		1
	演奏服女子陸乙夏服上衣		SH		1

## 第 1 章 総則

(1) 本仕様書は、陸上自衛隊第 1 音楽隊において使用する通常演奏服第 1 種夏服上衣及びズボンの外注洗濯役務に必要な事項を規定する。

(2) 外注洗濯役務の名称は、本仕様書の名称とする。

## 第 2 章 洗濯の方法

(1) 本洗濯に使用する洗剤は、パークロールエチレン助剤又はターベン助剤とする。

(2) 洗濯は、パークロールエチレンドライ機又は、石油ドライ機による。

(3) 乾燥は、乾燥機（タンブラー）又は自然乾燥によるものとする。

## 第 3 章 製品に対する要求

(1) 取り扱いを丁寧にし、変色・変質・ほつれ等を生じないよう素材に適合した処置を行う。

(2) ボタン・チャックに損傷や欠落がないこと。

(3) 均一に乾燥され、溶剤臭がしないこと。

## 第 4 章 監督・検査

(1) 監督・検査は分任契約担当官の指名する者の定める監督・検査実施要領に依る。

(2) 監督・検査に必要な器具は請負業者が準備する。

## 第 5 章 一般事項

(1) 請負業者は、本品の搬出に際しては、陸上自衛隊東部 9 1 1 分任物品管理官の指定する「受領書（物品持出証）」を提出する。

(2) 請負業者は細心の注意を払い洗濯を実施し、作業実施上の不備・不注意その他の事故により、本物品に損傷又は、損失を与えた場合は速やかに監督官・検査官の指示する処置をとる。

(3) 請負業者は、契約品の完成検査合格の後、「納品書（引渡証）」3部を提出する。

(3) 本仕様書の疑義については、分任契約担当官の指名する者の指示を受ける。

## 第 6 章 出荷条件

包装、輸送は商習慣による。